

令和元年度第2回 東京都商品等安全対策協議会
議事録

令和元年 11 月 7 日（木）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 23

午後1時31分開会

○猪俣生活安全課長 それでは大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第2回東京都商品等安全対策協議会を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本協議会に、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私、東京都生活文化局消費生活部生活安全課長の猪俣でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、着座にて失礼させていただきます。

まず、お手元の配付資料を確認させていただきます。

今回の協議会から、ペーパーレスの新たな取り組みをさらに推進させていただくということでございまして、資料はお手元のタブレット端末にご用意してございます。皆様、お手元のタブレット端末をごらんください。

今、メニューが出ているかと思うのですが、資料を押していただきますと、その資料が出てくるという形になってございます。参考に資料を一つ押していただきますと、活用の仕方によって、横、縦と自由にご利用いただけることとなりますが、初めてご使用になられる方もいらっしゃるしますので、簡単に操作方法についてご説明させていただきます。

まず、画面ですが、資料を開けていただき、左にスライドしていただきますと、次のページをごらんいただけるという形になってございます。

また、下のところに、右と左の矢印の表示がございまして、ない方につきましては、下の部分のところを、ちょっと押していただきますと、おそらく矢印が出てくるのではないかと思います。操作がおわかりにならない場合は、すみませんが左にスライドしていただくという形をお願いしたいと思います。

また、右にスライドしていただきますと元に戻ると。左右の動きでページを変えていただけるという形になってございます。

また、部分的にごらんいただきたい場合につきましては、その箇所を指で広げますと、その部分が拡大するという形になっておりますので、適宜ご利用いただければというふうに思います。

なお、操作がおわかりにならない場合につきましては、周りに職員がおりますので、お手数ではございますが挙手等していただければ職員がお伺いさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、順次スライドをおめくりいただきながら、資料の確認をさせていただきます。

と思います。本日、紙資料をお配りしている方もいらっしゃるかと思いますが、あわせてごらんください。

最初にまず、会議次第でございます。おめくりいただきまして、委員等の名簿、それから事務局の名簿、座席表になります。

次に、資料1 業界団体の取組、資料2 ベビーゲート等の安全に関するアンケート調査結果、資料3 ベビーゲート等の安全に関する検証実験結果、資料4 ベビーゲート等の安全確保に係る現状と課題、資料5 ベビーゲート等の安全確保に係る今後の取組（提言案）、資料6 第4回協議会開催までの確認手順（案）、以上となります。

恐らくタブレット端末ですと不足等はないと思うのですが、おわかりにならないことがございましたら、繰り返しになりますが、挙手いただければご対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは続けさせていただきます。本日初めてご出席くださいました委員をご紹介します。

まず、国立研究開発法人産業技術総合研究所主任研究員の北村光司特別委員でございます。

○北村特別委員 よろしくお祈いします。

○猪俣生活安全課長 また、前任の篠崎委員にかわりまして新たに就任していただきました、一般社団法人住宅生産団体連合会技術部長の張替守特別委員でございます。

○張替特別委員 張替でございます。よろしくお願いいたします。

○猪俣生活安全課長 なお、本日、東京工業大学工学院機械系教授の西田佳史委員でございますが、所用のためご欠席でございます。

また、東京消防庁防災部、地域防災担当副参事の浅見匡哉委員でございますが、本日所用のためご欠席でございます。代理といたしまして、防災安全課課長補佐兼生活安全係長の小倉康史様にご出席いただいております。

○小倉委員代理 小倉と申します。よろしくお願いいたします。

○猪俣生活安全課長 また、オブザーバーでございますが、消費者庁、消費者安全課長の鮎澤良史様でございますが、本日所用のため欠席でございます。

また、同じくオブザーバーでいらっしゃいます、経済産業省、製造産業局生活製品課課長補佐の大滝義彦様でございますが、本日所用のためご欠席でございます。代理として、生活製品課係長の落合健様にご出席いただいております。

○落合オブザーバー代理 落合です。よろしくお願いします。

○猪俣生活安全課長 また、同じくオブザーバーでいらっしゃいます経済産業省、商務情報政策局産業保安グループ製品安全課課長補佐の岩井田剛様でございますが、本日所用のためご欠席でございます。代理といたしまして、製品安全課の政川喬洗様にご出席をいただく予定となっておりますが、遅れてお越しになられるというご連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

なお、本協議会は、公開とさせていただきます。

報道関係の方、本日いらっしゃっていただいておりますが、カメラ撮りにつきましては、議事に入るまでと原則させていただきますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ここからは越山会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○越山会長 改めまして、本日はよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして進行いたしますので、おおむね15時30分ぐらいには終了させていただければと思っております。本日、内容盛りだくさんですが、議事進行にご協力をお願い申し上げます。

先ほど事務局のほうからご案内がありましたとおり、カメラ撮りはここまでということにさせていただければと思っております。ご協力お願いいたします。

それでは、早速議事の1に入りたいと思います。最初に、資料1 業界団体の取組について、説明をお願いいたします。

○松田統括課長代理 生活安全課の松田と申します。座ったままでご説明いたします。

それでは、資料1 業界団体の取組について、ご説明します。

こちらは、第1回協議会以降、ベビーゲート等の安全確保に関係する団体に、事務局が書面でヒアリングさせていただいた内容を取りまとめたものでございます。各団体の皆様には、ご協力くださり誠にありがとうございました。

それでは、各団体の取り組みについて、主な事項に絞ってご紹介いたします。

1 ページをごらんください。

製造事業者団体の全国ベビー&シルバー用品協同組合の取り組みとなります。

ベビーゲート等の耐用年数につきましては2年が目安と考えておりまして、点検頻度の規定はなく、随時実施するように推奨しています。

2 ページをごらんください。

ベビーゲート等の製造事業者数は、会員企業としては現在4社です。

事故情報の収集については、各社のお客さま相談窓口で、消費者や販売店からの連絡や報告に対応し情報収集をしております。

製品の安全対策としては、取扱説明書での注意喚起や、階段上使用可能製品に安全啓発のチラシを同梱、また、取付け方法の動画のリンク先をQRコードで掲載など、各社独自の工夫を行っております。

それから、乳幼児用品全般にわたり、より厳しい自主基準やSG基準、ENやASTMなどの国際基準を参考に取り入れております。また、NITEや認証検査機関との連携を密に行っております。

次に、認証団体であります一般財団法人製品安全協会の取組となります。

3 ページをごらんください。

製品安全協会は、事故を未然に防止するため、危害を与える恐れのある消費生活用製品について、安全性についてのSG基準を策定し、製品の認証を行っています。

SGマークは、安全、信頼、安心の3要素からなっており、消費者のメリットは、安全性と信頼性が高い製品を選択できること。また、メーカー側のメリットとしましては、商品の安全性のPRができ、製品欠陥時の補償を任せることが出来ます。

ベビーゲート等の認証状況ですが、SGマーク認証申込事業者数は、過去を含め3社程度となっております。また、現在SGマーク認証の登録工場数は1社となっております。

事故情報の収集については、SGマーク認証品で事故が発生した場合は、被害者からの事故届出により把握し、原因究明や欠陥判定などを行っています。また、NITEの事故情報なども定期的に確認しています。

事故等の状況を踏まえ、基準項目の追加や表示内容など、SG基準の改正を行っております。

消費者へのSGマーク啓発活動として、乳幼児製品の展示会への出展や、製品安全啓発ビデオを作成し、都内の保健所への配付を行っています。

業界団体への取組の説明は以上となります。

○越山会長 はい、ありがとうございます。今の点に関しまして、業界団体のほうで補足説明等、ございますでしょうか。

○宮内特別委員 では一言だけ。全国ベビー&シルバー用品協同組合の宮内といいます。

よろしくお願ひいたします。

今ご説明いただいたとおりなんですが、当組合は、1951年、164社でスタートしています。それで、今、会員さんが実は、このご時世もあり、30社を切っている状況です。それだけ少子高齢化が異常に進行していると。そういう中でもちょっと業界団体の皆さんが頑張って日々活動しているという状況になりますので、よろしくお願ひいたします。

○越山会長 ありがとうございます。説明内容に関しましては、特に補足があるわけではございませんね。

○宮内特別委員 大丈夫です。ありません。

○越山会長 わかりました。ありがとうございました。

それでは次に、資料2のベビーゲート等の安全に関するアンケート調査結果について、説明をお願ひいたします。

○松田統括課長代理 それでは資料2ベビーゲート等の安全に関するアンケート調査結果をごらんください。

特徴的な結果について、1ページ、2ページの概要の内容を中心にご説明いたします。

少し飛びまして、3ページをごらんください。

今回のアンケートは、東京都等に在住し、子供と同居する20歳以上の男女2,612人を対象にプレアンケートを行った後、ベビーゲート等の使用経験があると回答した、東京都在住で6歳未満の子供と同居する方を対象に本調査を行い、1,008人の有効回答を得ました。

まず、プレアンケート調査結果です。

4ページ、図1をごらんください。

ベビーゲート等を使用した経験がある6歳未満の子供を持つ家庭は、約6割でした。最も使われていた種類は、家屋に取りつけるベビーゲートで、全体の41.2%でした。

飛びまして、6ページ、図2をごらんください。

ベビーゲート等を使用しなかった理由は、「自宅に設置する場所がない」が27.8%、「危険な場所がない」が20.6%の順でした。

次に、本調査結果に入ります。

まず、使用実態についてです。

8ページ、図5をごらんください。

使用台数は1台が最も多く、全体の6割を超えていました。

次の9ページ、図6をごらんください。

設置場所は、台所が 62.2%と最も多く、階段の上が 32.7%、階段の下が 18.4%の順でした。

10 ページ、図 8 をごらんください。

ベビーゲート等の設置に当たり最も危ないと考えている場所は、台所が 51.7%と最も多く、次に階段の上が 22.0%、階段の下が 13.5%でした。

これから、最も危ないと考えている場所に使用している、または使用していたベビーゲート等について聞いております。

同じく 10 ページの図 9 をごらんください。

ベビーゲート等の種類は、家屋に取りつけるタイプのベビーゲートが最も多く、70.1%でした。

次に 11 ページ、図 10 をごらんください。

ベビーゲート等の取付方法は、つっぱりタイプが最も多く 78.8%であり、一方、ねじどめタイプに関しては 6.9%でした。

12 ページ、図 12 をごらんください。

階段の上にベビーゲート等を設置した人が選択した取付方法としては、S G 基準では認めていない「つっぱりタイプ」が 73.4%と最も多かった種類となっています。

それから 13 ページ、図 13 をごらんください。

取付方法の選択理由として最も多かったのが、「より安全に使用したいから」が 43.4%、次いで「家屋に傷をつけたくないから」が 41.8%でした。

次、飛びまして 15 ページ、図 15 をごらんください。

ベビーゲート等のタイプは、扉タイプは 71.0%と最も多く、次いでまたぐタイプが 21.9%でした。

16 ページ、図 17、それから図 18 をごらんください。

ベビーゲート等の入手方法としては、新品の購入が 79.8%を占めており、購入先は赤ちゃん用品専門店が 42.0%と最も多かったです。

次、17 ページ、図 19 をごらんください。

ベビーゲート等を選択した理由としては、価格が 53.5%と最も多く、次いでサイズが 45.1%、デザインが 33.2%の順でした。

同じページで図 20 をごらんください。

ベビーゲート等の使用開始時期は、「7 か月～12 か月」が 49.2%と最も多く、次いで「1

か月～6か月」の28.1%でした。

18 ページ、図 22 をごらんください。

また、使用を終えた時期は、使用継続者はまだ使っており、いつ終了するかわからないので、除いてわかりやすくしますと、2歳が34.2%と最も多く、商品の対象年齢である24か月以内に使用を終えたのは27.3%となりました。

19 ページ、図 23 をごらんください。

ベビーゲート等を使い終えた理由、または使い続けている理由として最も多かった回答は、「子供の発達状況をみて判断」で63.4%でした。

次に、ベビーゲート等を使用する際の安全についてです。

20 ページ、図 25 をごらんください。

ベビーゲート等という子供の安全を確保するための商品をどこで知ったかにつきましては、「赤ちゃん用品専門店」が55.7%と最も多く、この結果はベビーゲート等の入手先の該当結果と一致していました。

21 ページ、図 26 をごらんください。

ベビーゲート等が安全に役立っているかについては、92.4%が役立っているとの回答でした。

22 ページ、図 27 をごらんください。

安全な製品を示すマークであるSGマークを、72.0%の回答者が知っていました。

同じく図 28 をごらんください。

ベビーゲート等の安全に関する改善点については、「特にない」が34.0%と最も多く、改善点としては、「ロック方法」が25.1%、「取付方法」が22.4%の順でした。

おめくりいただいて、23 ページから 25 ページまで、自由記述でいただいたベビーゲート等に対する要望を分類してまとめております。

26 ページに入ります。

図 29 をごらんください。

ベビーゲート等に関する事故事例について、45.0%が見聞きしたことがなく、見聞きした経験では、「テレビ・ラジオのニュース」が20.8%と最も多く、次いで、「自らの経験」が18.6%でした。

同じく図 30 をごらんください。

取扱説明書や本体に添付されていたラベルなどに記載されている「ご使用前に」「安

全についての注意事項」などについて確認したところ、「取扱説明書の必要などところだけ読んだ」が43.3%と最も多く、次いで、「すべて読んだ」が24.7%でした。

27 ページ、図 31 をごらんください。

事故防止のために注意している点は、「取り付けを確実に行う」が62.6%と最も多く、次いで、「扉を確実に閉める」が51.1%でした。

次に、使用中の危害、ヒヤリ・ハット経験事例について質問いたしました。ここから、危害、ヒヤリ・ハットいずれかに該当する経験を危害等と言いかえることとします。

図 32、27 ページになりますけれども、ごらんください。

危害等の経験は52.9%が「特にない」と答える一方で、経験としては、「ベビーゲートが外れた」が19.5%、「閉め忘れ（開いており）、子供が通り抜けた」が15.9%の順でした。

28 ページ、表 2 をごらんください。

全体で危害等を47.1%の人が経験しており、そのうち危害は7.1%でした。その内訳は、「ケガをして入院」が1.8%、「ケガをして病院に行った（入院を除く）」が3.0%、「ケガをしたが病院へは行かなかった」が2.3%でした。

おめくりいただいて、29 ページ、30 ページにかけて、自由記述でいただいた危害等の経験の事例を、取付方法別にまとめております。その中で、つっぱり式の取付方法で、多くの事例が寄せられておりまして、特に外れて転倒した事例が多かったということです。

次、31 ページをごらんください。

図 34 になりますけれども、子供の年齢は1歳以上3歳未満に集中しており、全体の約8割を占めておりました。

同じく図 35 をごらんください。

事例の内容としては、「ただベビーゲートを通過しただけ」が37.1%で最も多く、次いで、「ベビーゲートが外れてそのまま転倒」が15.8%、「ベビーゲートへの身体の挟み込み」が11.8%、「ベビーゲートを乗り越えようとして転落」が10.7%でした。

次、32 ページ、図 37 をごらんください。

発生場所は、台所と階段に集中しており、台所が58.1%、階段の上が18.9%、階段の下が10.5%でした。

33 ページ、図 39 をごらんください。

回答者が考える危害等の原因としましては、保護者自身に過失があったと考える、「保

護者が閉め忘れてしまった」20.2%や、「保護者が子供から目を離してしまった」19.6%、「取り付け方が悪かった」16.2%の順でした。また、「簡単には外れないと思っていた」19.6%や、「ベビーゲート等が事故の原因になるとは思っていなかった」14.7%などの回答がありました。

34 ページ、図 40、それから図 41 をごらんください。

事故情報に関しては、84.8%が報告していませんでしたが、子供がけがをした場合、販売店やメーカー、あるいは消費生活センターに報告を行う割合が高いものとなっております。

おめくりいただいて、35 ページから 37 ページまで、危害等の経験の詳細について、自由記述してもらったものを抜粋し、分類して掲載しております。

以上でアンケート調査結果の説明を終わります。

○越山会長 ありがとうございます。それではアンケート調査結果について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○宮内特別委員 今、1 ページですか、資料が多くて戻るのが大変なんです、台所で云々というのがありましたよね。たしか台所が設置場所 62.2%になっていますよね。資料の 2 の 1 ページの上から七、八段目に書いてあるんですけど。それで、前回の 8 月の時点でいただいた資料には、階段上の設置が最も多いよという記述があるんですけど、ここの整合性というのはどういうことですか。n 数が違うんですか、それとも当時と今回のヒアリングした相手が違うのか。階段上が一番多いんだというのが、頭に入っていたもので、いきなり今度、台所と言われて、あれっという。前回の資料 1 の設置場所というところですね。一応ちょっと、質問です。

○松田統括課長代理 第 1 回の協議会でご報告した内容は、多分、事故事例の事故の場所だったと思うんですけども、アンケートでもありましたように、けがをしたからといって必ず病院に行ったりするわけではなくて、第 1 回目の協議会の事故事例につきましては、東京消防庁の救急搬送事例ということで、救急車に乗って運ばれたものとか、あと医療機関ネットワークで病院に診察を受けたという、入院したり診察を受けたというものなので、それは重篤度が高いということを考えますと、今回のアンケート調査では、実際に設置場所として台所が一番危険であるし、事故も起こったみたいな形にはなったと思うんですけども、必ずしも病院に行っているわけじゃないので、そこら辺、齟齬が生じているんだというふうに考えております。

○宮内特別委員 とりあえずわかりました。そういうことでしたら納得です。

○越山会長 多分今回は直近のデータであるということと、東京都が直接アンケートで聞いた結果はこうでしたよという、そういう集計結果とご理解いただいた方がよろしいかと思えます。今回の調査結果として、実態が以上のようにしたとの理解でいいのかなと思えます。

ほかに何かございますでしょうか。はい、お願いします。

○石原特別委員 すみません、日本育児、石原です。

資料2の13ページ、ベビーゲート等を選んだ理由(複数回答)というのがあるんですけども、突出した理由として、「家屋に傷をつけたくないから」というのもあるんですが、その次の段に「賃貸住宅だから」というのがあるんですが、これ20%、これは同義ではないですか、単純に。

○松田統括課長代理 はい、これは複数回答でお聞きしていますので、そういう意味合いで同義もありますし、持ち家の場合でも家屋に傷をつけたくないというふうにお答えしている場合もありますので、重複している部分もあると思います。○石原特別委員 わかりました。

○越山会長 多分両方ともつっぱり式をお買いになったんでしょうね。固定式のものと壁に穴を開けるのが嫌だからこれにしたとの回答意図があったのではというふうに私はうけとっています。

ほかは何かございますでしょうか。よろしいですか。はい、釘宮委員。

○釘宮委員 資料2の7ページの住居形態のところなんですけれども、所有形態、持ち家が62.4%、賃貸が36.2%とありまして、このくらいの年代、小さいお子さんがいらっしゃるご家庭ということだと、賃貸が多いというイメージがあったんですけども、この調査では思った以上に持ち家が多かったと思うのですけれども、これについては何か要因といますか、状況としてどのように捉えたらよろしいでしょうか。資料2の7ページ、(3)の住居形態、最後の2行ですね。

○松田統括課長代理 本当のところを言うとわからないんですけども、集合住宅とかは購入しやすいので、もしかしたらそういう、マンションとかに住んでいて、購入されている方が今回のアンケート調査では多かったのかなというふうに思っております。

○釘宮委員 そうしますと、「家屋に傷をつけたくないから」というお答えが比較的多かったと思うんですが、それは必ずしも賃貸だからということではなくて、持ち家でもその

ようにお考えの方が多いと考えられるという理解でよろしいでしょうか。

○松田統括課長代理 はい、そのように理解しております。

○越山会長 この資料の見方ですが、初期調査ではnが2,612で、二次調査としてさらに絞り込んだ1,008件の集計結果であり、それぞれの住居形態を確認しておいた方がいいかもしれません。

○大野特別委員 すみません、ちょっと11ページのベビーゲートの取付方法で、つっぱりタイプとねじどめタイプとあるんですが、要は固定用カップをねじでとめてつっぱり棒でやるようなタイプ、これは何か説明とかどっちに入れているとか、分類されているとかあるんですか。

○松田統括課長代理 申しわけございません。それを質問の中に設定しておりませんので、つっぱりタイプで固定用カップの有無につきましては、このアンケートではちょっとわからないという状況になっています。

○大野特別委員 そういうことですね。ということは、もしかしたらつっぱりタイプの何割かはどちらかと言えばねじでとめてちゃんと使っている可能性もゼロじゃないと、固定用カップを。

○松田統括課長代理 固定用カップをねじでとめている事例もあるとは思いますが。

○大野特別委員 わかりました。

○越山会長 ほか、いかがでしょうか。今回のアンケート調査で大分浮き彫りになってきたと思われま。先ほどの説明で、つっぱりタイプは、安全基準の対象にはならないというお話がありましたが、実態としてはその利用が多いということがわかってきたということですね。ここで、つっぱりタイプが安全基準の対象になっていない理由に関して、何か補足はございますか。

○大野特別委員 ちょっと申しわけございません、ちょっと誤解があるようなんですが、安全基準になっていないわけではなくて、階段の上でつっぱり棒だけで使用するのを認めていないという形ですね。ただ、固定用カップをつけた状態でつっぱり棒というのは認めています。

○越山会長 そういうことですか。はい、ありがとうございます。

ほか、何かご疑問点も含めてございますでしょうか。

○松田特別委員 11ページのこのつっぱりタイプの丸くなっているのがその固定用カップということで考えたらいいですか。

○大野特別委員 いえ、違まして、つっぱりタイプですと、要はこの摩擦力でとめると思うんですが、その摩擦力だけですとずれますので、受ける側にちょっとくぼみがあるようなもので、摩擦力だけではなくて、横への物理的な壁をつくるというイメージです。

○松田特別委員 このつっぱりタイプのこの絵だと、カップがついているつっぱりタイプかどうかがわからないということですよ。

○大野特別委員 そうですね、要は、カップがついていれば摩擦力以外にも物理的な抵抗力、横のとめ具でとまる、というのがありますし。

○松田特別委員 なのでこのつっぱりタイプ 78.8%の中に、カップがついているのか、ついていないのが混ざっちゃっているということですよ。

○大野特別委員 だと思います、はい。

○越山会長 そのカップはねじでとめるんですか。

○大野特別委員 カップはねじでとめます。

○越山会長 ねじでとめる。両面テープだとかではなくて、ねじで。

○大野特別委員 ごめんなさい、その辺はどうなんですか。

○石原特別委員 各社両方そろえている場合が多いです。弊社はあともう一つ、石膏用の釘。

○越山会長 タッピングねじもあるのでしょうか。

○石原特別委員 いや、タッピングねじと両面テープと石膏用の釘ですね。石膏用の釘はたしか3方向にスパイラルで打てるような台座をつけた上で売らせてもらっています。

○越山会長 はい、ありがとうございます。ほか何かご疑問点とかございますでしょうか。

使用期間が3歳児までとか4歳児までずっとつけっ放ししておくと、多分4歳児くらいになると乗り越えちゃう可能性が十分あるような気がするんですけど、何で3歳児とか4歳児まで元気なお子さんがおられるときまでつけっ放しにしていたか、その辺は何かお答えになりますか。普通は邪魔だし乗り越えちゃうから外しちゃうんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○宮内特別委員 ベビーカーでもそうなんですけど、例えば4歳まで使えます、3歳まで使えますといっても、昔は2歳までだったんですけど、もう3歳も4歳も子供が寝たらまた使うという状況と一緒に、今回のこのベビーゲートに関して、メーカーさんの指導といますか、皆さんは24カ月、大体2歳を目安にしてくれという状況でうたってはいるものの、やっぱり危険な場所に一応なりますので、そこを常にちょっとガードするといいま

すか、注意喚起の意味も込めているんだろうと。3歳になりました、すぐ外しますではないのかなという感じはしていますけれども。

○越山会長 そういう実態なんですね。

ほか、何かご質問等ございますでしょうか。

○張替特別委員 こちらの結果で、16ページなんですけど、入手したベビーゲートは新品か中古品かということで、中古品の割合が8.2%ということで書かれていますが、中古品ですと、耐用年数については2年を超えたものもあるかと思うんですけども、そのあたりの調査というのはわかっているかどうかというのを教えていただければと思います。

○松田統括課長代理 今おっしゃられたように、新品か中古品かということ調べたものなんですけれども、すみません、これ以上のことはちょっと、内容については調べておりません。

○張替特別委員 わかりました。

○越山会長 はい、引き続き鹿野委員も。

○鹿野特別委員 すみません、先ほどの会長のご質問で、なぜ2歳とか3歳まで以上使うのかということで、ちょっと、一消費者に立ち返って、我が家もまだ使っております、下が4歳で上が6歳なんですけど、台所と階段のほうに使っているんですけど、ふいに入ってきてしまうということがあって、ワンテンポ、親が注意向くほんの数分、お鍋とかやっているときにぱっと入ってくることを防ぐためにつけているという形ですね。なので、言えば入ってこないということはあるんですけども、ちょっと子供ですので、ちょっと思い立ってすぐ行動してしまう、待てよというふうにならない行動特性がありまして、やっぱり。なので、台所だから急に入ってこないでと言っていて、落ちついているときはそのように入行動するんですけど、急に思い立って、わっと、「お母さん」と来ちゃうときに、ふっと入ってきちゃうんですね。そういうときに、お鍋とかあると危ないと、油ものを使っていると危ないということで、まだ使っています。多分そういう実態が、多分私だけではなくあるんじゃないかなと思いました。すみません、補足です。

○越山会長 はい、何となくわかります。

それでは先に進めさせていただければと思います。

それでは、ここで資料3のベビーゲート等の安全に関する検証実験結果のほうに移らせていただきたいと思います。説明をお願いいたします。

○松田統括課長代理 それでは資料3、ベビーゲート等の安全に関する検証実験結果につ

いてご説明いたします。

2ページをごらんください。

検証実験は、大きく分けまして、ベビーゲート等の安全性の検証と、乳幼児による押引力等の計測の二つを実施いたしました。

まず、ベビーゲート等の安全性の検証ですが、一般財団法人製品安全協会が策定した、ベビーゲート等に関するSG基準等に基づいて、いくつかの試験を行いました。

アと書いています、寸法の確認ですけれども、ベビーゲート等への乳幼児の手足などの挟み込みの危険性に対して、SG基準で適用している各種寸法を、10製品にて確認いたしました。

次のページ、3ページをごらんください。

イになります。ロック機構の確認ですが、乳幼児がロックを解除して危険箇所に入り込んでしまうという事例を受けまして、10製品に対して、ロック機構に関するSG基準への適合性を検証しました。

次、4ページをごらんください。

ウとなります。オートクローズ製品の確認ですが、この製品についてはSG基準が設定されておりません。ベビーゲートの閉め忘れ防止機能であるオートクローズ機能を有している5製品を対象に、開いた角度を30°、50°、70°に変えた場合など、条件を変えて、確実に閉まるかどうか検証しました。

次、エとなりますけれども、耐衝撃試験ですが、ベビーゲート等が衝突や寄りかかりなどによって外れないか確認するために、SG基準の耐衝撃試験を、5製品にて、固定方法や壁の種類、拡張パネルの有無などの条件を変えて、21検体で実施しました。

次のページ、5ページをごらんください。

表1の上の表になりますけれども、耐衝撃試験の条件と試験数一覧を示しています。固定方法は、つっぱり、固定用カップ有のつっぱり、ねじ留め、それから、条件として固定する壁は木材か石膏ボードに壁紙を張ったもの、それから条件として拡張パネルの有無で条件設定をしました。

ここで、耐衝撃試験を実際に実施している動画をお見せしたいと思います。砂袋にバスケットボールを取りつけて、振り子にてベビーゲート等の複数箇所に衝撃を加える試験となります。

(動画再生)

○松田統括課長代理 これらの試験を行った製品と試験一覧について取りまとめたものを表1に示しております。

表の見方ですけれども、対象試験欄の各試験ごとに使用した製品に丸をしています。脚注にありますように、「○」は試験対象、「-」になっているものはそもそも機能がない、それから斜線は機能はありますが試験を行わない製品となっております。

なお、試験を行った製品は、必ずしもSGマーク認証製品ではなくて、この11製品のうち1製品だけがSGマーク認証製品となっております。

次、6ページをごらんください。

乳幼児による押引力等の計測ですが、乳幼児が実際にベビーゲートを押したり、引いたり、衝突するなどの力について測定しました。

アとなります。被験者ですが、9～24か月までのつかまり立ちを含む立つことができる子供を対象としました。押したり引いたりする試験は25人、衝突試験は20人で行いました。衝突試験は、月齢が小さい子供5人で実施することができませんでした。

次の7ページをごらんください。

イとなります。計測装置ですが、図1のように、ベビーゲートの4か所に荷重測定器を取り付け、このベビーゲートを金属製の枠に設置しました。

なお、衝突試験では、子供の安全を考慮し、図2のような緩衝材を設置しました。

次、8ページをごらんください。

ウになります、実験方法ですが、(ア)押す力、(イ)引く力、(ウ)押引力の試験では、大人が計測装置のベビーゲートの上部を押したり引いたりするところを被験者に見せて、真似をするように促しました。被験者は複数回押したり引いたりしました。

それから、(エ)の衝突の試験になりますけれども、被験者が、緩衝材を介してベビーゲートに衝突した力を計測しました。緩衝材を介することで、衝撃力に緩衝効果が生じるため、記載している手順のとおり補正をしています。

次のページ、9ページの図4がイメージとなります。

図の砂袋を乳幼児と同じ重さというふうに書いてありますが、これにつきましては、実際には乳幼児と同じ重さではなく、5つのパターンの重さで砂袋を設定して実験しております。

ここで、被験者試験を実際に実施している動画をお見せしたいと思います。被験者が計測装置を押したり引いたりぶつかります。動画をお願いします。

(動画再生)

○松田統括課長代理 なお、これら今回の協議会で流した動画につきましては、報道機関からの要望があれば提供したいと思います。

それでは実験結果について報告いたします。

10 ページをごらんください。

ベビーゲート等の安全性の検証のうち、寸法測定ですが、設置箇所との隙間寸法、さくの中の寸法、足かけ箇所の有無について測定をしたところ、次になりますけれども、11 ページの表 2 のように、10 製品中 5 製品が S G 基準を満たしておりませんでした。

それから、次、12 ページをごらんください。

ロック機構の確認ですが、表 3 のように 10 製品中 1 製品で S G 基準を満たしていませんでした。満たしていない製品は、シングルロックで、3 N (ニュートン) の力で開放してしまう結果になりました。

これ以降、力を N という単位で表現しますが、1 N は 100 グラムの物体に係る重力ということで、感覚的には単一乾電池とかミカン 1 個を手に乗せたときに受ける力となります。

次に、13 ページをごらんください。

オートクローズ機能の確認ですが、表 4 のように、5 製品中 1 製品で、開放角度 70° のみ閉まらないものがございました。

次、14 ページ、表 5 をごらんください。

耐衝撃試験ですが、表内の結果は、「◎」は設置場所からのズレはなく S G 基準を満たしたことを示しています。それから「○」が設置場所からのズレがあったものの S G 基準を満たした事。それから「×」は設置場所から外れて S G 基準を満たさなかったこと。それから「ー」はその条件で試験を実施しなかったことを示しております。

結果としては、ねじで固定した場合と、固定カップ有りのつっぱり固定のみ S G 基準を満たし、ベビーゲート等が外れませんでした。一方で、それ以外の製品では、つっぱりのみで固定を行った試験においては、1 製品を除き S G 基準を満たさず、ベビーゲート等が外れました。

また、拡張パネルをつけることで、1 回目の打撃で外れてしまうなど、耐衝撃性が低くなる製品がありました。

次に、乳幼児の押引力等の計測です。15 ページをごらんください。

乳幼児の押す力及び引く力を計測した結果、16 ページ、表 7 のように、押す力の最大値

は 72N、それから引く力の最大値は 89N という結果になりました。押す力と比較すると、引く力のほうが数値が大きくなりました。

17 ページをごらんください。

乳幼児の月齢と押す力及び引く力の相関を確認しました。月齢と押す力には相関は見られず、引く力には若干の相関が見られました。

次、18 ページをごらんください。

乳幼児の体重と押す力及び引く力の相関を確認しました。両者とも若干の相関が見られました。

19 ページをごらんください。

乳幼児の衝撃力の計測については、緩衝材がない状態での乳幼児の衝撃力の推定を行いました。推定衝撃力は、最大値で 159N という結果になりました。

飛びまして、21 ページをごらんください。

乳幼児の月齢と推定衝撃力の相関を確認しました。月齢と推定衝撃力に、相関はほとんどありませんでした。また、体重と推定衝撃力には弱い相関がありました。

次、22 ページから 23 ページに考察をまとめております。

寸法測定については、10 製品中 5 製品が SG 基準を満たしませんでした。欧州の EN 基準や米国の ASTM 基準の表示のある製品でも SG 基準を満たしていないことが分かりました。SG 基準と各基準では検証方法が異なることや、日本人の子供に合わせて設定されていることから、隙間などの基準がより安全側の設定となっているためと考えております。

ロック機構については、10 製品中 1 製品のみ SG 基準を満たしませんでした。この製品はシングルロックで、3 N の力で解除されました。SG 基準ではシングルロックの解除に 50N を要件としており、容易に解除できてしまうということになります。

残りの 9 製品については、解除に 50N 以上かかったり、多重ロック機構で乳幼児が簡単には開けられない構造を持っていたりと、適切なロック機構を保有しておりました。

オートクローズ機能については、5 製品中 1 製品のみ 70 度から閉まりませんでした。この製品は、90 度付近ではドアが開いたまま固定できる機能があり、それよりも狭い角度でオートクローズ機能が働くことが取扱説明書等で説明されていますので、70 度で扉開放機能が働いたものと考えられます。

耐衝撃試験については、ねじ留めで固定、固定用カップでつっぱり固定した製品以外、1 製品を除いた 3 製品で SG 基準を満たさず、壁の種類や拡張パネルの有無を問わず、ほ

とんどの条件で衝撃によりベビーゲート等が外れる結果になりました。

事件事例でも、ベビーゲート等が外れることで、階段からの転落や乳幼児が転倒するなどの事故が多く確認されました。その中で、SG基準に基づく耐衝撃試験で、つっぱり固定の製品がほとんど外れてしまったことから、各製品における耐衝撃性について、改めて確認、検討が必要であると考えられます。

次のページをお願いします。

なお、SGマーク認証製品は、これらの試験全てでSG基準を満たしました。

次に、乳幼児による押引力等の計測ですが、押す力の最大値は、72N、引く力の最大値は89Nでした。全体的に見ても、押す力よりも引く力の方が10N程度高い傾向がみられました。

また、体重との相関は、押す力も引く力も相関係数0.4程度の弱い相関がありました。月齢との相関は、押す力には相関が見られませんでした。引く力には弱い相関がありました。これらの結果より、引く力の方が年齢と共に体重を乗せやすい傾向があることが推察され、引く力の方が押す力よりも高い数値が得られた可能性が示唆されました。

乳幼児の衝撃力は、最大値が159Nでした。幼児の月齢や体重との相関を検証しましたが、押し引き力と類似の傾向を示しており、月齢との相関はありませんが、体重とは弱い相関がありました。

なお、今回の報告には間に合いませんでしたが、SG基準の耐衝撃試験が安全性の評価に当たり適正な試験であることを素案に入れる方向で考えております。今後、次の協議会までに検討を進めていきます。

検証実験の結果についての説明は以上となります。

○越山会長 はい、ありがとうございます。それでは本件について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

ちょっと私から、最後の23ページの一番上のところで、「改めて確認、検討が必要であると考えられる」というのは、追加実験もするかもわからないよという意味ですか。

○松田統括課長代理 追加実験までは考えておりませんが、外れなかったものも実はありまして、先ほど言いましたSGマーク認証を受けているものですが、なぜ外れなかったとか、つっぱり固定はほとんど外れたのになぜ外れなかったとか、そういうことを検証してみたいなというふうに思っています。

○越山会長 そうですね。試験を担当された方だとか、状況を見て、製品の特性を見て、

考えられることを考察しておいたほうがいいかもわからないですね。そういう意味ですね。どうもありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。はい、お願いします。

○浦川委員 国民生活センターの浦川でございます。

今回、11 製品を対象に検証実験をなさったということなんですが、今回 11 製品を対象に検証実験をなさったということなんですが、11 製品の選定基準について教えていただければと思います。

○松田統括課長代理 簡単に言いますと、まず固定法、つっぱり式であるか、それからねじどめ式であるか。それから、ベビーゲート等というのは、ベビーゲート、ベビーフェンスがありますので、扉があるもの、ないもの、それからあとはメーカーとか、それからさつき試験でもやりましたオートクローズ機能があるかどうか、それからロック機構の種類ですか、シングルロックとかダブルロックとか、そういうような観点で選定をいたしました。

○浦川委員 ありがとうございます。

○越山会長 できるだけバラエティが多いサンプルを市場から任意に選択したと、そういう理解でよろしいかと思えます。

ほかに何かございますでしょうか。はい、お願いします。

○大野特別委員 ちょっと1点確認したいんですけど、つっぱり式で選んだ製品というのは、別に固定用カップというものがついていないものがほとんどですか、それともついていないものになっているのかなと思って。

○松田統括課長代理 5 製品のうち固定用カップがついているものが3 製品ありました。一つはねじどめ式なのでカップはついておりません。あとつっぱり式でも固定用カップがないものもありました。

○大野特別委員 ただあれですね、試験自体は固定用カップがついていても使わないでやられたということでもよろしいですね。

○松田統括課長代理 固定用カップがあるものについては、つけたものとつけていないものでやっています。

○大野特別委員 ああ、両方やって。

○松田統括課長代理 はい。

○大野特別委員 わかりました。

○松田特別委員 固定用カップって、ねじがつかない固定用カップですか。固定用カップってねじを使わないということなんですか。

○松田統括課長代理 基本的にはねじどめをします。

○松田特別委員 そうですよ。

○松田統括課長代理 はい。先ほど石原委員のお話もあったように、いろいろあるとは思いますが、基本的にはねじでしっかりとめて、受けという形で使われているものだと思います。

○越山会長 ほか、よろしいでしょうか。一応検証のために実際のお子さんが押したり引いたりした力の計測も妥当な結果かとも思います。それを参考にすると、基準で定めている強度、衝撃力、取付などは、妥当な数値かと思えます。ただ、被験者数はそれほど多くないので、統計的な有意性の判断は難しいかも知れませんね。

何かありますか。

○石原特別委員 すみません。資料3の19ページの衝撃力の測定結果なんですが、21番のお子さんだけ突出した数字が出ているんですけども、ほかは何か何となく帯の中に大体おさまるのかなと思うんですけども、これは何かあったんですかね。ちょっと余にも一人だけ、ほぼ平均値の倍ぐらいまで飛んでいますので。

○松田統括課長代理 私どもとしては、個人差かなというふうに思っています。ただ、これを異常値として外すことは、安全側から見るとよくないというふうに考えていますので、これは一応データとしては、これぐらいの力を発揮するものだというふうに考えております、最大値としては。

○越山会長 この協議会は、例年4回実施しており、本日が2回目です。4回目は、検討結果を東京都にお渡したいと思っております。そのため、調査等の検討は、今回と次回の2回でできるだけ固めたいと思っております。そのため、まとめかたの表現方法についても誤解を招かないように成文化していきたいと思っております。ぜひご忌憚のないご意見をいただければと思っております。

○大野特別委員 ちょっと意見です。ちょっと補足も含めてなんですが、これ前の資料2と資料3にわたっての話になるんですが、まず、耐衝撃試験に対して言うと、EN・ASTM基準とSG基準というのは、基本的にかける負荷というのは同じです。試験方法もほぼ、ちょっとSGの場合はやりやすいようにバスケットボールをぶつけますが、ほぼ同じような試験にしています。というのは、SGがあるとENとかで成功させていますので。

これは前回の第1回で話したんですが、唯一違うのは、要はEN・ASTMに關しましては、つっぱり式というか固定用カップがついているものは固定用カップをつけてやりなさいという基準で、SGに關しては固定用カップがついているものは固定用カップをつけた状態とつけない状態両方でやりなさいと。そこが唯一違うところ。恐らくEN・ASTMが落ちたのは、その固定式カップがついていない状態でやった。

そもそも向こうの製品というのは、固定用カップをつけないで使うという前提になっていませんで、その考え方というのは、恐らく、海外の場合、例えば固定用カップをつけないで使用して事故が起きたと、それはもう完全に消費者の責任だと。

日本の場合は、先ほど、賃貸が多くてつっぱり棒で使うというデータが多いように、そのあたりも要は固定式カップを使わない誤使用というのは十分考えられる想定なので、SGの場合は使わない状態での誤使用も想定したものになっていると。

その辺を、何か今この資料だけですと、ENのほうがすごい甘いようなイメージだったので、その違いがちょっとありますので、補足しておきたいなと思います。

○越山会長 カップがついているものは必ずそのカップを固定して使わなければいけないよという製品であるという理解でいいのか、それとも、それは消費者の選択の範囲内というふうに考えればいいのか、その辺はどう考えればいいんでしょうか。

○大野特別委員 恐らく海外のものは必ず使いなさいとなっていると思うんですよ。日本のものは、ちょっとすみません、私も最近この市場を見ていないのでどうなっているのかちょっとわからないんですが、メーカーのものが。

○越山会長 御社が認定している製品以外のものに関しての。

○大野特別委員 そうですね。ただ、SG基準が受かっているもの、恐らく一つに關しては、固定用カップがついていない状態でも多分受かっていますので、その誤使用でもある程度は安全が担保できるというふうにはなっていると思います。

○越山会長 固定していない状態でも試験をして、両方とも受からないとだめですよということ。

○大野特別委員 そうですね、SGの場合は。

○越山会長 そうですか。

はい。ほか、よろしいですか。どうぞ。

○鹿野特別委員 すみません、先ほど21番さんの耐衝撃力が飛び抜けて高いというお話にちょっと関連するかもしれないんですけど、人間の特性のデータを、例えばデータベース

として提供しているところですか冊子とかを見ると、最小・最大値以外に、例えば 95 パーセンタイル値とか 99 パーセンタイル値とか出て、小さいほうだと 5 パーセンタイル値とか出ているので、もし余裕があるというか、紙面上の余裕とかさまざまなことで書けるのであれば、それがあると、もしかしたらメーカーの方が参考にするのによいのかなと。安全側に行くと、どれを選ぶかということになると思うんですけども、飛び値が気になるということであれば、参考までにそのデータがあると検討材料の一つになるのかなと思いました。

○越山会長 確かにそうですね。そのあたり、北村委員、何か補足ございますか。

○北村特別委員 そうですね、計測やっていると、特に子供の場合はコントロールがなかなかきかないので、恐らく先ほどの結果も、たまたま調子よくて思い切りがんといっちゃった子のデータがたまたま大きかったというような感じなんだろうと思うので、特に異常というわけではなくて、ほかの子も多分それに近い値が出せるタイミングは十分あると思います。

今おっしゃられたように、ちょっとこのデータ数で 95 パーセンタイル値出せるかどうかというか、出して意味があるかどうかわからないですけど、そういうそのデータというのがどういう位置づけのデータなのかということも含めて示せるのはいいかもしれないなと思いました。

○越山会長 そうですね。よろしいですか。ちょっと時間が押してまいりました。

気になっているのは 22 ページの上のほうで、隙間の規定が、SG 基準以外のものが受からなかったものがありました。その解釈で、私は ASTM や EN よりは SG のほうが厳しいというような解釈は的確ではないようにも思っています。いずれの安全基準も適正な評価方法であると考えべきだと思います。SG 基準では、棒を使って確認しますが、ヨーロッパやアメリカの安全基準では人間の指の形や押し力などを考慮した方法で確認します。このあたりは業界の皆さんが特にご意見がないのであれば、事務局さんのおまとめの方向で進めてもいいのかなと思っています。よろしいですか。

○宮内特別委員 そうですね。

○越山会長 ご理解ありがとうございます。

はい、ほか、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事の 2 の検討を進めてまいりたいと思います。業界団体の取り組み、第 1 回協議会でのご意見、アンケート調査や実験結果を踏まえまして、資料 4、ベビーゲート

等の安全確保に係る現状と課題、資料5、ベビーゲート等の安全確保に係る今後の取組を事務局にまとめていただければと思います。ご説明をお願いいたします。

○松田統括課長代理 それでは、資料4、ベビーゲートの安全確保に係る現状と課題について、ご説明いたします。

資料4と資料5では、第1回協議会でいただいたご意見、アンケート調査結果、検証実験結果、各団体のヒアリング結果等を踏まえて、現状と課題と今後の取組（提言案）をまとめたものです。

まず1ページをごらんください。

1、ベビーゲート等に関わる事故の発生状況ですが、そのほとんどについては第1回協議会の事故事例、今回のアンケート調査結果の説明と重複しますので、割愛させていただきます。

次のページ、2ページをごらんください。

(4) 課題からご説明します。

①としまして、事故が起こる原因として、ベビーゲート等の外れや閉め忘れ、乳幼児の乗り越えなどが多かったため、これらが起こらないようにする対策が求められています。

②としまして、事故時の子供の年齢は1歳以上2歳未満が多く、その年齢の子供本人への言い聞かせが難しいため、ベビーゲート等の設置を過信せず、子供から保護者が目を離さないように注意することを周知する必要があります。

③としまして、ベビーゲート等がなく、設置により防げた可能性のある事故が多数あったため、階段転落などの事故の発生と重傷化のリスクを減らすために、ベビーゲート等の使用が有効であることを周知する必要があります。

次に、2の製品の使用実態ですが、(4)までは、今回のアンケート調査結果の説明と重複しますので、割愛させていただきます。

おめくりいただいて、3ページをごらんください。

(5)の要望から説明いたします。アンケート調査の安全性に関する要望では、特につっぱり式のベビーゲート等がずれてしまうことへの改善や、壁に傷をつけないよう改善するような意見がありました。壁に傷をつけたくないからつっぱりタイプを選択したのに、結果的に壁に傷がついたり、穴が開いたケースもありました。ベビーゲート等を使用しない理由の中でも、壁が傷つくためという回答が多いことから、製品使用時の柱や壁の損傷を防止する観点も重要と考えます。

(6) 課題としましては、①として、ベビーゲート等の普及率は約6割と高い傾向を示していましたが、利用していない家庭も一定数いました。使用しなかった理由としては、「危険な場所がない」との回答が多く、一方で台所は、実際の設置場所としても、使用者が考える最も危ない場所としても、また「危害」「ヒヤリ・ハット」発生件数も最も多くて、客観的に危険な場所である台所をどう考えるかについて、認識の違いがありました。

②としまして、「階段上につっぱり式のベビーゲート等」を使用している家庭が多いのですが、外れて事故が起こる認識が低いことが一つの要因と考えられ、消費者への周知が必要と考えます。また、階段上への設置不可である旨が、取扱説明書などに記載されている製品がほとんどでしたが、より周知できるように、外箱や製品本体への警告表示などを検討する必要があります。

③としまして、多くの家庭で、子供が製品の対象年齢を超えた2歳以上でも使い続けていました。多くの使用者は、子供の発達状況を見て取り外す時期を判断していましたが、子供の成長は著しいため、使用終了時期を見誤るおそれもあり、改めて製品の対象年齢を周知することが必要です。

④としまして、使用者はベビーゲート等に対し「安全に役立った」というふうに感じていました。一方で事故事例に関してはあまり共有されていませんので、より安全な使用方法を推奨するため、事故や安全な使い方についての情報共有も重要です。

4ページをごらんください。

⑤としまして、製品使用時の柱や壁への損傷を軽減することも求められています。ベビーゲート等のつっぱり強度を上げることと、壁を傷つけない製品構造というのは矛盾するため、製品だけでこの課題を解決するには難しく、住宅側でも対策を検討する必要があります。

3、商品等の安全対策ですが、(4)までは第1回協議会資料、今回のアンケート調査結果、検証実験結果の説明と重複しますので、割愛させていただきます。

次のページ、飛びまして6ページをごらんください。

(5)から説明いたします。

①としまして、閉め忘れや通過に対しては、オートクローズ機能や多重ロックが有効で、採用されている製品ではほとんど問題ないことが確認できましたが、その採用は一部に留まっています、他の製品でも機能の採用を促す必要があります。

7ページをごらんください。

②としまして、危険行為等について、取扱説明書には警告が示されていて、消費者もこれを確認しておりますが、事故は発生しています。また、製品自体には警告を表示している製品は一部ですので、適切な取り付けや閉め忘れの防止などは、製品本体への表示が最低限必要です。

③としましてSGマークの認証を受けている製品が非常に少ないため、消費者が安全な製品を選択して購入できるよう、SGマーク認証の取得を推進する必要があります。

④としまして、階段からの転落や挟み込み、外れ等に対しては、各種寸法の安全性の担保や耐衝撃試験に耐えられる構造が必要です。しかし、SG基準などに基づく検証実験の結果からは、SGマーク認証を取得していない多くの製品で基準を満たしていませんでした。

4、事故に対する認識・情報の収集ですが、(1)、(2)は、今回のアンケート調査結果と重複しますので、割愛させていただきます。

次の8ページをごらんください。

(3) 課題から説明します。

①としまして、消費者の過半数がベビーゲート等の事故事例を「見聞きしたことはない」と回答したことは、行政や製造事業者側の情報の利活用が十分でないことが一つの要因であると考えられます。

②としまして、「危害」以外の事故がほとんど報告されていない現状があります。隠れている事故を顕在化させるため、消費者が報告していない更なる「危害」「ヒヤリ・ハット」経験も情報収集する必要があります。得られた情報は行政や製造事業者、事業者団体で共有するだけでなく、適切に利活用して、消費者も共有することによって、双方の安全に対する意識を高める必要があります。

現状と課題についての説明は以上となります。

○松田統括課長代理 続きます。現段階でのこれらの現状と課題に対して、資料5、ベビーゲート等の安全確保に係る今後の取組（提言案）について、ご説明いたします。

この内容につきましては、案となっております。これから関係者の皆様と調整してまいります。

1ページをごらんください。

1、商品等の安全対策です。

(1) 安全確保に向けた商品改善、こちらは製造事業者団体、製造事業者の取り組みとなります。ベビーゲートの閉め忘れによる乳幼児の危険箇所への立ち入りや、外れ、挟ま

り事故が多数確認されたため、これらの事故への対策となります。

ア、オートクローズ機能の一般化は、閉め忘れへの対策となります。

イ、ロック機構の検討は、通り抜けへの対策となります。

ウ、耐衝撃性の向上は、ベビーゲート等の外れの対策となります。

エ、ベビーゲート等の各所隙間寸法の検討は、体の挟み込みの事故の対策となります。

(2) 商品等への注意表記・説明事項の強化です。これらは、製造事業者団体、製造事業者の取り組みとなります。

警告表示については、取扱説明書と併せて、製品に直接表示することを検討します。

ア、つっぱり式ベビーゲート等の階段上への設置禁止は、階段上に設置を禁止としている製品、または固定用カップ等を取り付けなければ階段上の設置を禁止している製品について、設置禁止の旨を製品の警告ラベルなどに表示することを検討します。

次のページ、2ページをごらんください。

イ、適切な設置と設置状況の確認は、取扱説明書に記載されている取付方法と合わせた適切な設置に加えて、設置箇所からずれてきた場合などに、保護者が適切に設置し直す必要があるということについて、直接製品に明記することを検討します。

(3) SG基準の改正の検討は、認証団体、製造事業者団体、製造事業者の取り組みとなります。

拡張パネルの装着時の耐衝撃性強化の検討や、乳幼児用製品の包括的安全基準の取り入れを検討します。

(4) 住宅側での設置環境による対策は、住宅業界団体、住宅製造事業者の取り組みとなります。

台所の入り口や階段の上下など、ベビーゲート等の設置を前提とした住宅構造を検討します。

2、消費者等の安全意識の向上では、まず(1)保護者に向けた使用時の留意点の周知・注意喚起、具体的な使用方法の提案です。こちらは製造事業者団体、製造事業者、流通事業者、国、都、消費者団体等の取り組みとなります。

乳幼児の安全確保という観点を踏まえ、「ベビーゲート等の使用時の留意点」と「ベビーゲート等の使用の推奨」という2点について、消費者に効果的に周知します。

ア、ベビーゲート等使用時の留意点の周知では、事故事例の情報提供や、適正な使用方法、使用対象月齢である24か月までの使用を徹底、子供自身への安全対策、保護者や兄弟

姉妹などの家族への安全周知を行います。

次のページ、3ページをごらんください。

イ、ベビーゲート等の使用の推奨ですが、ベビーゲート等があれば防げた事故事例の情報提供、階段や台所の事故のリスクの周知と、ベビーゲート等の使用を推奨、SGマーク製品など、安全規格の認証を受けた製品の使用推奨を行います。

(2) 関連事業者への普及啓発、こちらは製造事業者団体、製造事業者、流通事業者、国、都、消費者団体等の取り組みになります。

保育園や幼稚園、乳幼児を受け入れている病院などに対して、ベビーゲート等の使用時の留意点や使用による安全の担保に関する情報を提示して、普及を促します。

(3) 事故情報報告の推奨、こちらは製造事業者団体、製造事業者、流通事業者、国、都、消費者団体等の取り組みになります。

危害が発生した事故は消費者から一定数報告されていましたが、ヒヤリ・ハット経験を含めた事故情報も、販売店、製造事業者、行政等に対して報告することを消費者に推奨します。また、製造事業者や行政等は、消費者が情報を報告しやすい環境の整備を進めます。

3、事故情報収集と活用体制、共有体制の整備です。

(1) 業界としての事故情報の収集体制の整備と事故情報データの活用、こちらは製造事業者団体、製造事業者の取り組みとなります。

事故情報の収集体制の整備、安全対策推進への事故情報の活用や、事故情報の継続的な収集と商品改善等の効果の定期的な検証を行います。

4ページをごらんください。

(2) 事故情報の収集と情報共有への協力。こちらは国、都の取り組みとなります。

医療機関ネットワーク、東京消防庁などの事故情報や、NITE、国民生活センター、消費者庁に寄せられた消費者からの事故情報を併せて、製造事業者などの関係主体が事故情報を共有することが重要なため、事故情報の収集に協力いたします。

今後の取組（提言案）についての説明は以上となります。

○越山会長 はい、ありがとうございます。この資料4と5というのはペアになっているような感じであり、内容も重複しているような箇所があるように思われるかも知れませんが、このようなまとめ方で進めさせていただきたいと思っております。

まず最初に資料4のほう、現状までの整理ですね、この考え方で私ども、まとめていく課題等も整理したつもりではございますけれども、まずこの資料4に関しまして、何かご

意見等がございましたらお願いいたします。はい、お願いします。

○松田特別委員 ありがとうございます。2ページの課題の(4)の②ですね、子供から目を離さないというのを、もうちょっと書きぶりをここはちょっと工夫していただきたくて、子供から目を離さなくても安全な環境というふうにはここではやってきているはずなので、ここで書きちゃうと、そこだけが結局目を離していたんだろうという話にやっぱりなってしまうので、もちろんそうなんだとは思いますが、何かちょっと、これを書いちゃったら終わりでしょうという感じがします。ちょっとそこはとてつ反対に思っています。ちょっと山中先生もバックアップしてください。

あと、3ページの(5)ですかね、つっぱりでもずれてしまうみたいな話があって、壁紙が剥がれたりずれたりするのは本当にそのとおりで、結果もそのとおりだなと思って読んでいたんですけども、何かかませる板があったりとかということ、結構みんな工夫していて、ちょっとその辺の、アイデアがいいのかちょっとわからないんですけど、受け皿みたいなのは結局ねじどめであると、余りここが意味がないなという、つっぱりにしたかった人たちの言葉と、危ないから結局ねじどめにしなさいよということだと、全然改善がされなくて、利用されないということになってしまうので、もう少しここに何か工夫が欲しいなということ。

例えば、それはもしかしたら次の提案のところにも入るんですけど、例えば、住宅側の原状復帰義務なしみたいな制度のほうに提案するみたいなことができないか。これは災害時の高齢者の家具の転倒でも言われていることなんですけど、L字金具を打たないという話があって、公営住宅なんか、港区とか、もう原状復帰しなくていいですと、穴に関して、エアコンの穴があいたと同じ扱いをするみたいな、一文入ただけで公営住宅はオーケーになったりする事例が出ていますので、そういう住宅側のところで、もう打ちましよう、打たないとだめですみたいな、でもそのかわり原状復帰はないですよと、持ち家だとちょっとそこはあれなんですけど、それが当たり前という文化をちょっとつukれないかなというふうにはちょっと感じています。

あと、そのためのねじとか、パーツが分かれている場合ですね。かなり私たち乳幼児の活動していて、バザー品とかを見ていると、このベビーゲートの中古品は相当出回ってくるんですね。バザー品とか、あとメルカリとか、ジモティーとか、そういう受け渡しのところで相当次の人たちに回っていますので、パーツがなくなったり、外箱がなくなったりしているのです。なので、もちろん耐用年数2年を当然超えていたりとか、なので、も

もちろん新しい商品を購入しようという啓発も大事なんですけど、パーツが分かれなくて済む、何か外れる、外れるけど外れないという、くっついている、一体型みたいなものは開発できないのかなということを感じています。

あと、年齢に関しては、きょうだい児が生まれている場合が多いのかなというふうに思いますので、対象年齢過ぎたら使うのをやめましょうというのが、ちょっと無理なんじゃないかなと思っています。そこに兄弟が一緒の場合というのも書きぶりがありましたので、そこも含めて、続けて次のところも含めて言っちゃっていいですか。

○越山会長 資料5のほうですね。

○松田特別委員 後のがいいですかね。

○越山会長 後のほうがよろしいみたいなので。

○松田特別委員 はい。では以上です。

○越山会長 今のは非常に率直なご意見で、本当はちゃんとここで議論して、一定のコンセンサスを得たものをまとめたかったので、ぜひ今のご意見に対して、率直なご意見、アドバイスなど、いただければ幸いです。はい、ありがとうございます。

○鈴木委員 今の意見にプラスなんですけれども、先ほどつっぱり棒の希望が多い、でも住宅の関係でということがあって、つっぱり棒の改善は可能なんですか？安全性を確保するためにつっぱり棒の受け皿と、つっぱり棒というのは、皆さん希望していますが、そのつっぱり棒をこれ以上に改善の余地ってあるものなんでしょうか。

○石原特別委員 正直、物理的な問題になってくるので、どうしても摩擦を超えた瞬間にものが動いてしまう、それをとめるには、例えば車であれば車輪どめ、今回このベビーゲートであれば固定用のカップという、物理的な障壁を設けない限り、多分成立しない部分だと思うんです。

先ほど意見が出ましたけれども、例えば賃貸なんかで、冷蔵庫の裏面の電気焼けというんですかね、壁がちょっと黒くくすんでくる、ああいうのって原状復帰ないんですよね、たしか。

タッピングビスの穴でそこまで求められるのかというのは、ちょっと正直メーカーのほうも、ケース・バイ・ケースだと思いますし、消費者の方とおつき合いされている不動産屋さんとのやりとりの中での話になってくるのでわからないんですが、そこまで不動産屋さんのほうは求めてくるんですかねと。

○鈴木委員 ただ、今、賃貸のことだけなんですけど、分譲でも穴を開けたくないんです。

だからそうするとつっぱり棒を希望するんですよ。要するに、マンションの価値が低くなるんじゃないかということで、分譲であっても、やはり穴を開けるといのは凄く抵抗感があるのかなと思ったので、このカップ以外に何かあるのかなと思ってお聞きしたので、すみません。難しそうなので、ありがとうございました。

○石原特別委員 そうですね、単純に摩擦係数を上げるというだけであれば、今突っ張っている部分の面積をどんどん大きくしていけばできるんですけども、例えば今現状でも5センチから6センチぐらいのシリコンパットみたいなので突っ張っているところがほとんどだと思うんです。それが20センチ、30センチとなってくると、今度、間口とかそういうところからはみ出たものになってしまうので、ちょっと現実的でなくなってきている話かなというふうに思っています。

○鈴木委員 はい。すみません。

○宮内特別委員 ちょっとすみません。例えば、現実的ではないかもしれないんですけど、車で言うとチャイルドシートをとめるためにISOFIX仕様というのがあって、カシャカシャとはめ込むだけでロックできちゃうというのがあるんですね。だから、現実的ではないというのは、住宅の中で実際にそれをベビーゲートを固定する箇所を、自主基準や、国際基準として、上いくつ、下いくつ、そこに全部が当てはまるようなベースのロック板をつくと。それを、いろんなメーカーさんがいらっしゃるので何とも言えないところなんですけど、標準化するというふうにすると、もう建物にそれがついている、そこにはめ込むだけでいけるよという世界が仮にできたらなという感じがちょっとしています。

それとあとは、ちょっとプラスターボードみたいなものって当然やわらかいので、ここにいくら突っ張ってもある意味どうしても外れるというのはあるでしょうから、住宅の中でわかる、できる限り住宅メーカーさんに実際にゲートをつけるような箇所をにらんでいただいて、そこだけは木材でいくと。必ずハードな素材でつくってくれということがもしお願いできればね。ただ、住宅事情もあって、各家庭それぞれが違うんでしょうけれども、もしどっちもできたら理想かなと思いつながら今聞いていました。

○越山会長 おっしゃるとおりですね。本件に対して、その関係の専門的なアドバイザーとして、張替様にお越しいただいています。本件の今までの議論に対して何かございますでしょうか。

○張替特別委員 現実として、いろんな各メーカーさん、業界の工務店さんから、そういった系統についての事例というのは特に上がってきてはおりません。現実としてはですね。

やはり住宅を考えていく上で、こういう子供さんがいらっしゃるお宅についてはこういうものをつけたいというご要望があって、初めてじゃあどうしましょうかということで、事前の設計段階からそういう下地を入れましょうというケースは実際にはあると思います。ただ、実際に共同住宅とか賃貸住宅において、それを前提として、今そういう下地の補強をしておくかという、ほとんどやられていないというのがこれは現実としてありますし、業界としてもそれに取り組むという動きが今のところないのが現実であります。

○越山会長 先ほど、引っ越した後の原状復帰のことがございましたけど、そのあたりというのはどうなっているのでしょうか。

○張替特別委員 申しわけございませんが、そこはちょっと、こちら、今は状況はつかんではおりません。申しわけございません。

○鈴木委員 故意に開けたのは負担です。

○越山会長 なるほど。

○鈴木委員 だから故意に開けたものについてとかは、やっぱり厳しいですね。ただし、さっき、冷蔵庫の裏の黒ずみはあれは自然になるので、それは免責というか、対象外に今はされているはずなんですけれども。不動産屋さんいろいろおっしゃいますので。

○越山会長 だから要は、せめてそういうような解釈ができるようになるとありがたいなというのが一つの希望ですね。それをこの協議会の中のまとめとして、住宅メーカーさん等にアピールするのは行き過ぎですか。

○張替特別委員 そうですね、そこまで実際に他のいろんな業界さんが、住宅のメーカーさんがやってくれるかという、場所もわからないというのがございますし、そうすると、可能性のあるところに全部下地の補強を入れるという、やっぱりコスト的な問題にも大分かかわってまいりますので、一つは、我々としては、やはりそういうものをつけるのであれば、面での何かそういう補強材みたいなものを、壁を傷つけないで両面テープみたいなものできちんと補強できるような、そういったことをご対応いただけるのが、我々としてはありがたいかなというところではございます。

○松田特別委員 取り組みの事例として、港区などは、それを何か公営住宅に限ってはオーケーになったよみたいなことを、コラム的に入れるみたいなことは可能なんですか。例えばこういうことってみんながやると可能になっていくよみたいな。望ましいというか。

○越山会長 港区などでは実施しているのですね。

○松田特別委員 港区などは、家具の固定に関して、原状復帰はなしだよという、公営住

宅に関しての安全のしおりに入れたんですね。条例をつくったのか。なので、同じことだと思うんです。将来、認知症の人たちの徘徊予防とか、いろいろ何かセットで、子供のところだけじゃなくて考えなきゃいけないことになっていくかもしれないなとか思うと、提案としてはいいと思うんですけど、ちょっとまた縦割りなので、部署を超えて言えるのかわからないですが。

○越山会長 非常にいい意見ですね。既成事実としてそういうのがあるとの情報は有用ですね。ここで扱っているベビーゲートは家具じゃないよと言われておしまいかもしれませんが、子供の安全を目的とした住宅設備と考えると、ほぼ必須に近い設備とも思えますし、そういう配慮をお考えいただくとありがたいですね。業界のほうもそうしていただいたほうが確実に固定されるはずだから、それが望ましいのも事実かと思えます。我々は、少なくとも、現状6割のご家庭でご使用になっているという事実、賃貸等であるとの理由で、ネジ固定したいんだけどできないという実態があるかも知れませんが、そういう安全配慮のニーズがあるかどうか実態を素直に認め、子供の安全を考えた住宅設定のあり方を住宅産業分野に提案することも1つの方向性かと思えますが、いかがでしょうか。

○張替特別委員 まだ我々としてはゼロの段階ですので、今後どういう、提言をいただいて、国交省あたりからもそういったことで少し業界で考えてくれということであれば、全体で考えていくことも必要かと思っていますので、現在はそこまでの対応をしていることはない。

○越山会長 わかりました。今後そういう方向性を含め、どのようなやり方であれば業界のほうとしても聞いてくれそうか、などのアドバイスなどをいただければ幸いです。

この協議会では、ベランダからの子供の落下事故や、そして子供のボタン電池の誤飲事故のリスクを低減する方策をとりあげてきました。そして、今回取り上げているベビーゲートは、電気ポットを倒しての火傷事故などの家庭内の事故リスクを防止する1つの非常に有用な安全対策です。そのため、是非、この安全確保のための製品の安全利用に関する議論を有用なものとしたいので、是非、御忌憚のないご意見、ご指摘をさらにいただくと幸いです。

○宮内特別委員 仮にちょっと今のご提言でできることでしたら、階段の上、ここは確実に皆さんゲートはつけるはずなので、そこを例えば、200～300幅ぐらいだけ木仕様で額縁をつくっていただくというような、建設業界さんをお願いをする。我々の委員会としてね。少なくとも上だけはそこでもうねじどめまで必ずしていくという、ハードなベースをつく

っていただくという解釈ができるかと。

○越山会長 どういう補強がなされていて、それをどのように活用すべきかを考えるのは重要ですね。

○宮内特別委員 そうですね、ボードじゃなく、木で全部囲む仕様です。

○越山会長 それを固定が可能なような設計にしてくださいと住宅産業分野に提案するという事も考えられますね。

○宮内特別委員 設計にしてと言えるのであればということです。

○張替特別委員 恐らくボードの下に木の下地を入れておくという、そういうご対応でビスが効くと思いますので、普通ですと石こうボードだけになっていますから、そこですともう衝撃で取れてしまうと、そういった下地を両脇の壁に入れておくとかいうことは可能かとは思いますが。

○越山会長 このような点を議論し、その結果を、文章記録として残し、そしてその方向で関係者に提案するという試みも、一つの我々の使命かなという気もします。今のようなお話を、何か具体的に発信していければいいですね。最低これぐらいの梁でどれぐらいのテンションに耐えるだとか、内側に芯があるだとか、階段の端から何センチくらいまでのところにあるべきだとか、何かそういうことをご専門の建築の方々にご相談して、提案・要求していくという方向性もありますね。

ほか、何かございますでしょうか。ちょっと僕ばかり言ってあれですけど。はい、お願いします。

○北村特別委員 ゲートのところの今のみたいな感じで、構造側がよくなっていて、ねじどめできるというのは、なるとすごくいいなと思うんですけど、その前段階として、みんなつっぱりタイプを使うという場合に、つっぱりが適切に本当に突っ張れているかよくわからないというのがあって、私も家に小さい子供がいるので今使っているんですけど、どこまでいったら突っ張れているかよくわからないというのが一つと。

あと、ちょっとその製品によって違うと思うんですけど、うちで使っているのは、壁とベビーゲートの間に回すねじがあって、それが30数ミリから40ミリぐらいの直径の輪っかをぐりぐり回すと締まっていくんですけど、すごく狭いので、手が1本か2本ぐらしか入らない状態で回さなきゃいけないという仕組みになっているので、妻とかがやるときはちゃんとめられなくて、妻がやるともうぐらぐらに動いちゃうので、その後私がやるんですけど、なのでその締めつけ方ももうちょっと何かユーザーがやりやすいやり方という

のも大事なかなと思います。突っ張れているという確認も何か製品側でできたら一番いいですけど、そうじゃなかったら、やった後にこういうチェックの仕方をしてこういうずれ方をしないんだという、何かそのやり方も、一緒に消費者に情報発信できるといいかなと思いました。

○越山会長 それも妥当なご指摘だと思います。それに関しては、業界のほうにそういうお願いをしていいですか。これはやっぱり技術的な工夫みたいなこともあると思うし、あと、私も思うのは、裏側に梁がないところに幾らテンションで押しつけてもしっかり固定できないだけです。それだったらちゃんと裏側に梁があるところにがっしり固定すべきですよという概念は説明書に書いてあるべきですよ。

○石原特別委員 はい、書いてあります。

○越山会長 それは、一般の方に読んでいただいて、よく理解してもらえますか。

○鈴木委員 わからない。

○越山会長 普通専門家は、とんとんとんやって、ここに梁があるなと確認するのでしょうか。普通の一般消費者にはそこまでの確認や理解は期待してもいいのでしょうか。

○鈴木委員 やらない。

○越山会長 そうですね、必ずしもいつも期待できない場合もありそうですね。

もう1つの方法として、今回の実験でわかりましたが、10キロ前後の力で押してみても動かない場合は、妥当な固定である、というような具体的な確認方法を提示する方法もあるのではないのでしょうか。それは難しいですか。

○石原特別委員 さっき言われたねじのところ、回していく、扉タイプですか。

○北村特別委員 扉タイプですね。

○石原特別委員 であれば、多分ほぼほぼ、フレーム自体が上を向いたコの字になっていて、ちょっと開きぎみになっているんですね。見方によっては歪んだ形。これをそのねじで締めていっていただくと、コの字に戻ってきます。それで扉がロックがかかる、各社いろいろすき間何ミリまで締めてくださいという案内をかけて締めていただいているので、それが成立した時点でENであれば基準が通る数字を担保できているという仕掛けになっています。

○越山会長 そのタイプはそういうことですね。

○石原特別委員 そのタイプは。

○越山会長 そこはちょっと宿題というか、検討課題かも知れませんね。ちょっとお時間

がかかっておりますので、大変申しわけありません、最後の資料5の提言書のほうに入らせていただければと思います。

この提言書の素案ですが、ご意見等あればお願いいたします。はい、お願いします。

○大野特別委員 すみません、私どもへの提言で言うのも何なんですけど、ちょっとごめんなさい、この改正の検討という文言という意味では、耐衝撃性強化というところは、拡張パネルのまず、むしろ今のSG基準が厳し過ぎてメーカーがつけられないという実態がありますので、ちょっとこれを強化するというのは、ちょっとないのと、あと、正直NITEさんが作成している乳幼児用品、JISの。これ、私も委員で出ているんですが、実質SGを含んでいますので、ちょっとここのところは何か別の項目にするのか、削除かというのでお願いできればなど。ちょっと私が言うのも何ですけども。以上です。

○越山会長 その辺の詳しいお話をぜひ伺いできれば幸いです。これはスペーサーの件とは余り関係ないのでしょうか。スペーサーをかませると承認試験で滑ってしまう場合もあるのでしょうか。

○大野特別委員 というよりも、構造規制ってやっていませんから、もともと。私どもも基準で、もう強度だけしか指定していませんので、ちょっとスペーサーをかませるとかそういうのはちょっと難しいのかなと、基準で書くのは。

○越山会長 1回目のときに、ゲートの幅と廊下の幅は、廊下の幅のほうが広いから、そこに調整用の板か何か、別売りか何かでついていて、その扱いがネックになっていて、基準のほうに通らないという商品があるとのお話をされていた記憶がございます。

○大野特別委員 そうですね、はい。

○越山会長 それをスペーサーというのでしたっけ。

○大野特別委員 拡張ゲートですね。拡張フレームとか、そうです。

○越山会長 拡張フレームをつけた状態で試験をしても、受かればいいのでしょうか。

○大野特別委員 受かればいいです。

○越山会長 なるほど。

○大野特別委員 そうです。ですから、ただ、このちょっと表現だと、その基準を強化しなさいとなっているので、今、基本的には受からないので、正直いろいろ話を聞いている限りだとちょっとSGをつけられないよというお客さんが多いので。

○越山会長 ちょっとその辺、誤解がないような表現にもっていくよう、どうぞお手伝いいただければ幸いです。

○大野特別委員 そうですね、そこは事務局とまた相談しながら、次で。

○宮内特別委員 今、大野さんは、SGの立場でものを言いましたけど、現実、今、日本の市場においては、1アイテムしかSG取得をしていないと。それが先ほどみたいにいろいろ試験をしたときにいろんな不具合がほかにも出ているという中で、後の9割に対して、全社SG取得してくださいというのは、ちょっと現実的ではない。各社さん、皆さん、EN基準に準拠していますとか、ASTMに整合していますとか、いろんな売り方をしているという状況の中で、一つそういったことを推奨するというのはあるかもしれないけれども、SGそのものは任意基準ですから。

○大野特別委員 そういうわけでちょっと補足しますと、ここは非常に我々としても課題、難しいところで、いろいろどうするかと考えているところなんですけど、ネックは何かというと、SGとENで、実際にちょっとSGが厳しくなっている理由というのは、誤使用を想定しているかどうかなんです。要は、誤使用されたときに受からないと。ただ、それを誤使用を想定した基準にSGとしてせざるを得ないんですけど、そうすると、非常に厳しい基準になり過ぎて、メーカーさんとしては恐らく技術的な対応が物凄い難しい。やっぱり基準というのは使われて何ぼですから、実際にメーカーさんが使えないような基準をつくったところで余り意味がなくて、今、ベビーゲートに関してはそういう状況になっているというところですよ。

ですから、どちらかといえば、誤使用をいかにやめるかと。私の認識では、少なくとも誤使用さえしなければそんなに危険な製品ではないという認識を持っていますので、その辺に何か重点を置くのも一つかなと思っています。

○越山会長 誤使用という表現は妥当かは微妙ですが。

○大野特別委員 要は、具体的に受かっていないところの誤使用、想定している誤使用というのは、要はカップを使わない、設置のときに、先ほどから問題になっているその部分ですね、カップを、つっぱり棒で、つっぱり棒の状態だと緩いのは一般的に常識でわかると思うんですが、それでも危ない階段上とかで使ってしまうと、そういうことですね。

○越山会長 状況はよくわかっているつもりですけど、誤使用という表現が妥当かどうか、ですね。

○大野特別委員 そうですね。

○越山会長 3ページの真ん中に、SGマークの製品を推奨すべきとは書いていないんです。ここでは、ENなりASTMの安全認証を受けていて、妥当な安全性が確保されてい

るのであれば、それはそれで尊重すべきではないでしょうか。製品の安全認証はグローバルであり、多様性がありますので、一国の一つの安全基準で全てを判断するという必要性は必ずしもないのかも知れません。

だから、今お話があった、D I NだとかE NだとかA S T Mに適合しているというのであれば、それはそれで一つの消費者の安全確認の目安にはなるとも思えますそのような認証表記はありますか。

○石原特別委員 していますね。

○越山会長 全部、箱に書いてありますか。

○石原特別委員 うちは書いています。

○宮内特別委員 P Bブランドってあるんですよ、プライベートブランド。二、三千円で売っているような、そういったものはちょっとネックかな。

○越山会長 そういうものがどの基準にも受からないということが消費者にちゃんとわかるような環境が1つ必要ですね。D I N、E N、A S T M、もちろんS Gもちゃんとした安全基準ですから。あとは、この前の赤ちゃんのだっこひもの協議会のときもそうですが、もし妥当な安全基準1本に限定したりすると、結局業界としてもコストが二重で認証を受けると必要にかかりますし、業界としても同意できないケースもあるかも知れません。そういう部分があるのであれば、業界のほうで業界基準として共通認識だとかガイドラインをつくるだとか、そういう方法もあり得ると思えますね。

今我々が言っているのは、消費者が一定の安全性を確保した製品かどうかということ判断できるような材料を提供していただくことはできますかということ、この文章は言っているんだと思います。

○猪俣生活安全課長 ちょっと中でも、S Gの取得が少ないという現状の中で、消費者の方が用品、どの製品を選択すればいいのかという判断をどうやって担保するかというところが、ちょっと一つの課題になっているなという認識を持ちまして、そのあたり、今、S Gじゃなくても、E Nとかそういうものを書いていらっしゃれば、それも啓発すればそういうものを選びましょうということで、製品選択の一つになるという話は理解させていただいたんですけども、ちょっと商品を選ぶときに、S Gが割と、70%ぐらい今回認知度が割と高かったのも、それはついていけばそういうのを選べばいいですねという話にもなるのかもしれないですけども、今回ちょっとそういうものの取得がなかったのも、どうやって消費者の方に製品を選んでいただければいいのかなというところを、ちょっとご教

授いたきたいなと思うところがありましたので、ちょっとすみません。そこを教えてくださいなと思っていました。

○越山会長 そういうスタンスでお書きいただいていますので、ちょっとアドバイスを引き続きお願いいたします。

時間がそろそろですね。もう最後にあと1件だけでも、どうしてもきょう言うておきたいという何かございますか。

○松田特別委員 3ページの啓発の場所なんですけど、保育園、幼稚園、病院となっているんですけど、乳幼児の一番来ている子育てひろばを、地域子育て支援拠点という政策名にするのか、東京都の子育てひろばという名前にするのかわからないんですけど、「など」じゃなく名称で入れていただけると。もう900以上ありますので、お願いします。児童館を含めて拠点でも構いません。

○釘宮委員 先ほど松田委員が言われた、部屋で子供を一人にさせないというところについては、私も気になっているところでして、それが資料5の提言案の中にも、3ページの一番上のところにあります。このところについては、十分保護者からもご理解いただいているはず、その上で安全対策をという話だと思いますので、この表現はお考えいただきたいと思っているのが一つ。

あと、V字型といいますか、格子状の製品に関しては、子供が挟まれて死亡する事故が起きていまして、欧米では既に禁止されています。そのあたりの指摘が少し足りないように思いましたので、ご検討いただきたいと思います。

○越山会長 今、蛇腹のものはありますか。

○鹿野特別委員 あります。ヨーロッパのほうとかでは禁止されていると思うんですけども、日本では禁止になっていなくて、蛇腹で、V字の格子になっているものが売っています。

○越山会長 あるの。それは認めていますか。

○大野特別委員 いや、基準に受ければですけど、恐らく受からないです。

○越山会長 そもそも閉めると、指などを入れると挟まりますよね。

○鹿野特別委員 小さい子がそこに首が入っちゃう大きさなものですから、1歳児、2歳児が。そうすると、このV字にぐいぐい入って窒息してしまうんです。それで亡くなられた事例が、多分海外であったということです。

○越山会長 ありがとうございます。検討しておきます。

ご意見ありがとうございます。よろしいでしょうか。

いろいろご意見、本当にありがとうございます。本日いただいたご意見につきましては、事務局のほうで協議会報告書（素案）に反映するようにお願い申し上げます。

次に、報告書（素案）の作成の今後の手順について、事務局から説明をお願いします。

○松田統括課長代理 それでは、資料6、第4回協議会開催までの確認手順（案）をごらんください。

今後、事務局で協議会報告書（素案）を取りまとめていきます。

報告書（素案）は、第1回協議会で検討した資料と、今回協議会で検討した資料に、本日いただいたご意見を反映させたもので構成いたします。委員及び特別委員の皆様には、お忙しいところ恐縮ですが、事務局が取りまとめた報告書（素案）について、修正のご意見などを事務局までご連絡ください。事務局は、いただいたご意見を報告書（素案）に反映させた修正版を取りまとめます。委員及び特別委員の皆様には、再度報告書（素案）修正版をご確認いただきます。

これらの作業を、これから12月初めにかけて進めていきます。具体的なスケジュールにつきましては、改めてご連絡いたします。

第3回協議会は12月17日、火曜日を予定しております、ここで協議会報告書（素案）についてご協議いただきます。

第3回協議会を踏まえて、協議会報告書をさらに、素案をさらに修正しまして、委員及び特別委員の皆様にご確認いただき、報告書（案）を取りまとめます。

来年2月に予定しております第4回協議会では、この協議会報告書（案）を決定していただき、協議会報告書を公表、プレス発表いたします。

都は、協議会報告に基づき、消費者への注意喚起、関係する業界団体や国等への情報提供と要望を行います。

第4回協議会までの確認手順は以上です。

○越山会長 という方向で今後進めさせていただければと思います。どうぞ皆様のご理解、ご了解を賜れば幸いです。

それでは、本日の議事はこれで全て終了とさせていただければと思います。どうもご協力ありがとうございました。お疲れさまです。

午後3時35分閉会